

令和5年度 大阪府茨木市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

1 基本方針

物価高騰等の影響が長期化する中、厳しい経済状況にある市民生活を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し1世帯あたり10万円の給付を行うとともに、住民税非課税世帯等で18歳以下の児童を扶養している世帯に対し児童1人あたり5万円の給付を行うため、必要となる経費について専決する。

[支給対象]

- ①住民税均等割のみ課税世帯への給付金
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- ②住民税非課税世帯等へのこども加算
 - a 18歳以下の児童を扶養している令和5年度住民税非課税世帯
 - b 18歳以下の児童を扶養している①の支給対象世帯

[基準日] 令和5年12月1日

[支給額]

- ①1世帯あたり10万円
- ②児童1人あたり5万円

2 専決日 令和6年1月24日（水）

3 補正予算額

補正額 397,931千円 （補正後 118,698,006千円 － 補正前 118,300,075千円）

[概要]

（単位：千円）

項目	補正額	主な内容	
低所得世帯への価格高騰緊急支援給付金の支給	397,931	住民税均等割のみ課税世帯への給付金	190,000
		住民税非課税世帯等へのこども加算	195,000
		事務経費 (給付事務実施に係る委託料等)	12,931

※繰越明許費設定：価格高騰緊急支援給付金給付事業 397,931千円

[内訳]

(歳入)

（単位：千円）

区分	補正額	積算
国庫支出金	397,931	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 align="right">397,931

(歳出)

（単位：千円）

区分	補正額	積算	
民生費	397,931	職員手当等	1,061
		需用費	50
		役務費	1,340
		委託料	10,450
		使用料及び賃借料	30
		交付金	385,000

4 スケジュール

- ・令和6年2月上旬 確認書等を対象世帯に順次発送
- ・令和6年2月下旬～ 7万円を支給済みの住民税非課税世帯へ、こども加算の支給開始（通知内容に変更等がなければ、プッシュ方式で支給）
- ・令和6年3月中旬～ 住民税均等割のみ課税世帯等へ、給付金及びこども加算の支給開始（確認書類の返送受付後、審査して支給）